



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 組織情宣部
2023年11月4日 No.672

申第8号 日直手当及び宿直手当の見直しに関する解明申し入れ

東日本ユニオンは9月12日、経営側より『変革2027』の実現に資する就業規則の改正について」の提案を受けた「日直手当及び宿直手当の見直しに関する解明申し入れ」について、10月23日、経営側に申し入れを行いました。

日直手当及び 宿直手当の見直し

◇ 法令基準を勘案し1,000円の増額



【現行】

職名等	1回当り支給額
医師	11,500円
薬剤師の業務を行う者	6,200円
その他の社員	5,600円



【改正】

職名等	1回当り支給額
医師	12,500円
薬剤師の業務を行う者	7,200円
その他の社員	6,600円

➤ 申し入れ項目

1. 日直手当及び宿直手当の見直しを実施する目的を明らかにすること。
2. 見直しに伴う費用増加額の見込みについて明らかにすること。
3. 日直手当及び宿直手当の職名等の区分において1,000円増額とした理由を明らかにすること。